

「育児をしながら働きやすい奈良」推進セミナー

12月は、職場のハラスメント撲滅月間です

男女労働者が育児しながら働きやすく、非正規雇用労働者も活躍できる、ハラスメントのない職場の実現に向けて、下記について解説します。

- 育児休業を取得しやすい環境整備について
- 人材確保、イメージ向上が期待できる「くるみん・えるぼし認定」手続きについて
- ハラスメント対策のポイント
- 同一労働同一賃金に向けた基本給の職務分析・職務評価実施方法について
- 説明終了後、個別相談を行います。

日時 令和5年12月20日（水）13:30～16:00

場所 奈良労働局 地下1階会議室

奈良県奈良市法蓮町387

TEL：0742-32-0210

講師 奈良労働局職員

奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士

（奈良県社会保険労務士会）

定員 30名（先着順）参加無料

駐車場は少ないため、公共交通機関をご利用ください。

<申込方法> 下記URLからお申込みください。

<https://onl.tw/JnFBTdZ>



<申込期限> 12月11日（月）

期限前でも、定員に達し次第締め切ります。

<お問合せ先> 奈良労働局雇用環境・均等室

TEL：0742-32-0210

※アンケートにご協力をお願いします。裏面をご参照ください。



厚生労働省

主催 奈良労働局

※業務の参考とするため、下記アンケートにご協力をお願いいたします。

12月11日（月）までにご回答ください。

セミナーに参加されない場合も、ご回答をお願いします。

アンケート回答URL <https://onl.tw/JnFBTdZ>

（セミナー参加申込URLと同じです。）



アンケート内容

設問1 令和4年10月以降、男性の育児休業取得者はいますか。

- いる いない

設問2 令和4年4月施行の改正育児・介護休業法に基づく雇用環境整備の措置を講じていますか。

- 講じている 講じていない

設問3 設問2で「講じている」を回答した方が回答してください。

講じている措置をすべて選んでください。

- 育児休業に関する研修
 育児休業に関する相談窓口設置
 自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供
 育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

設問4 設問2で「講じていない」を回答した方が回答してください。

講じる時期はいつですか。

- 令和5年度中 未定

設問5 改正育児・介護休業法に基づき、育児・介護休業規程の変更等を行いましたか。

- 行っている 行っていない

設問6 設問5で「行っていない」を回答した方が回答してください。

育児・介護休業規程の変更等を行う時期はいつですか。

- 令和5年度中 未定

設問7 正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の待遇差の解消に向けて、奈良働き方改革推進支援センターは無料のコンサルティングを行っています。希望しますか。

希望された場合は、奈良働き方改革推進支援センターから連絡いたします。

- 希望する 希望しない